

第 1 3 5 回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和 4 年 5 月 1 8 日 (水) 午後 2 時 0 0 分
- 2 開会の日時 令和 4 年 5 月 1 8 日 (水) 午後 1 時 5 4 分
- 3 閉会の日時 令和 4 年 5 月 1 8 日 (水) 午後 2 時 5 5 分
- 4 会議の場所 岡山市北区春日町 5 番 6 号 勤労者福祉センター 4 階大会議室
- 5 出席委員の氏名並びに出席, 欠席の別
出席 1 7 名 欠席 0 名

議席番号	氏 名	出欠の別		氏 名	出欠の別
1	秋山 幸江	出席	1 0	久山 優	出席
2	荒井 隆文	出席	会長	黒田 栄三郎	出席
職務代理	池上 克己	出席	1 2	小橋 久宣	出席
4	板野 元次	出席	1 3	小林 弘幸	出席
5	浦上 和己	出席	1 4	角南 一昭	出席
6	遠藤 茂	出席	1 5	長瀬 孝司	出席
7	賀門 義和	出席	1 6	信定 知福	出席
8	河田 敬司	出席	1 7	和田 修一郎	出席
9	國定 豪	出席			

- 6 事務局出席者
事務局：担当局長 佐古 和之 参事監 真田 明彦
総務・農政担当課長 菱川 真輔 農地担当課長 竹田 了久
担当課長補佐 三浦 諭 農地担当係長 田尾 和宏 主任 中島 明子

7 傍聴者 0 名

8 議 題

第 1 号議案 農地関係申請等について

- 申 請 等 (1) 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について
 (2) 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について
 (3) 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について
 (4) 転用事業計画変更承認申請について
 (5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (所有権の移転)
 (6) 農地法 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について
- 報 告 (1) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届について
 (2) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届について
 (3) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について
 (4) 農地法施行規則第 2 9 条第 1 号該当転用届について
 (5) 農地改良届について

第 2 号議案 農政関係等について

- (1) 令和 4 年度事業について
 (2) その他

- 9 議事録署名委員の番号及び指名 2 番 荒井 隆文 1 6 番 信定 知福

10 議事の内容

議 長 みなさんご苦労様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第135回総会を開会します。(あいさつ)

議 長 議事録署名委員を指名します。2番, 荒井委員 16番, 信定委員 にお願

議 長 議案の審議の前に, 事務局, 訂正等あればお願いします。

田尾係長 議案の訂正があります。

お手元にお配りした正誤表をご覧ください。

申請等(3)農地法第5条の規定に基づく許可申請について, 議案6ページ上段欄外の記入について, 10番から12番が同時申請とありますが, 正しくは9番から12番が同時申請となります。

また, 申請等(6)農地法第3条の3第1項の規定による届出について, 13ページから19ページの標題について, 申請(5)とありますが, 正しくは申請(6)となります。訂正は以上です。

また, 4月18日の総会で許可の議決がなされた面積が3,000㎡超の5条申請2件, 北区檜津の特別積み合わせ貨物運送業のための事務所及び倉庫・露天駐車場, 北区矢坂西町の露天資材置場につきまして, 4月28日の岡山県農業会議に諮問したところ許可適当の答申があり, 許可指令書を交付したことを報告します。以上です。

議 長 それでは, 議案の審議に入ります。第1号議案, 農地関係申請等について, を上程します。申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 1ページ1番, 受人は白石に居住し, 約1.5haの農地を耕作する農業者で, 増反により白石の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等, 問題がないこと, 下限面積20アールを超えていることから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

2番, 受人は富原に居住し, 約29アールの農地を耕作する農業者で, 増反により富原の畑と田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等, 問題がないこと, 下限面積20アールを超えていることから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

3番, 受人は今岡に居住し, 約21アールの農地を耕作する農業者で, 増反により今岡の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等, 問題がないこと, 許可後下限面積30アールを超えることから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

4番, 受人は田原に居住し, 約1.2haの農地を耕作する農業者で, 増反により田原の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等, 問題がないこと, 下限面積20アールを超えていることから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて, 協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

板野委員
議長
全議員
議長
田尾係長

中・中央地区協議会で、1番から4番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

他の委員さん、何かご意見がありますか。

異議なし。

次に、北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

1 ページ5番、受人は平山に居住し、世帯で約33アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により平山の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

6番、受人は西山内に居住し、世帯で約1.5haの農地を耕作する会社員兼農業者ですが、受贈（持分の移転）により西山内の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

7番、受人は撫川に居住し、世帯で約47アールの農地を耕作する農業者ですが、借入地の取得により撫川の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

8番、受人は南区藤田に居住し、世帯で約60アールの農地を耕作する法人役員兼農業者ですが、増反により庭瀬の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

9番、受人は今六丁目に居住し、世帯で約35アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により加茂の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番、11番は同時申請ですので、併せて説明します。

受人は吉備津に居住し、世帯で約10アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により惣爪の田に10年間使用貸借権を設定し、受贈により吉備津の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可後下限面積30アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

12番、受人は新庄下に居住し、世帯で約11アールを耕作する建設業兼農業者ですが、増反により新庄下の田に10年間使用貸借権を設定しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可後下限面積30アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長

北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

小橋委員 北・吉備地区協議会で、5番から12番について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全議員 異議なし。

議長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 2ページ13番、受人は御津河内に居住し約61アール耕作する農業者で、増反により御津河内の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

14番、受人は御津伊田に居住し約2.9ha耕作する農業者で、借入地の取得及び増反により御津伊田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

15番、受人は北区加茂に居住し約62アール耕作する農業者で、増反により建部町品田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

16番、受人は建部町中田に居住し約1.08ha耕作する農業者で、増反により建部町中田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

河田委員 御津・建部地区協議会で、13番から16番までの4件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全議員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

中島主任 2ページ17番、受人は赤磐市桜が丘西二丁目に居住し、世帯で約20アールの農地を耕作する農業者で、増反により曾根の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可後に下限面積50アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

18番、受人は南区箕島に居住し、世帯で約74アールの農地を耕作する農業者で、借入地の取得により内尾の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係

等，問題がないこと，下限面積50アールを超えていることから，許可要件をすべて満たしていると考えます。

19番，受人は南区曾根に居住し，世帯で約58アールの農地を耕作する農業者で，受贈により曾根の田を所有権移転しようとするもので，持分を移転します。

取得後のすべての農地を利用すること，機械，労働力，技術，地域との関係等，問題がないこと，下限面積50アールを超えていることから，許可要件をすべて満たしていると考えます。

20番，受人は北区田中に居住し，世帯で約71アールの農地を耕作する農業者で，増反により藤田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること，機械，労働力，技術，地域との関係等，問題がないこと，下限面積50アールを超えていることから，許可要件をすべて満たしていると考えます。

21番，受人は北区平和町に居住し，世帯で約1.2haの農地を耕作する農業者で，受贈により迫川及び西高崎の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること，機械，労働力，技術，地域との関係等，問題がないこと，下限面積50アールを超えていることから，許可要件をすべて満たしていると考えます。

22番，受人は南区片岡に居住し，世帯で約65アールの農地を耕作する農業者で，増反により競売で落札した宗津の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること，機械，労働力，技術，地域との関係等，問題がないこと，下限面積50アールを超えていることから，許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて，協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

賀 門 委 員 南区協議会で，17番から22番までの6件について協議したところ，事務局説明のとおりで，いずれも許可意見としており，農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん，何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは，申請等（1）については，中・中央地区1番から南区22番までの22件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは，そのように決定します。

議 長 次に申請等（2）農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

田 尾 係 長 4ページ1番，転用目的は通路です。

申請人は，高松に居住し，世帯で約94アールを耕作する農業者ですが，申請地は隣接地を宅地開発する際の残地にあたり，建築基準法第42条第2項に規定する道路の後退部となり，道路以外の用途に用いることができないため，申請地の近隣にある自宅への進入をしやすいとする目的で，通路として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

小橋委員 北・吉備地区協議会で、1番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

中島主任 4ページ2番、転用目的は、露天駐車場です。

申請人は南区飽浦に家族6人で居住しており、自動車を4台保有していますが、置き場所に困っていることから、自宅に隣接する申請地を露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は、児島地域センターから半径500m以内の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、農地改良を目的とした一時転用申請です。

申請人は南区北浦に居住し、世帯で約55アールを耕作する内装業兼農業者ですが、申請地にて畑作（ぶどうの栽培）を行うため、盛土工による農地改良を行うものです。一時転用期間は、令和4年5月18日から令和7年5月17日までです。

農地区分は、おおむね10ha以上の一団の1種農地ですが、一時転用であり、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

賀門委員 南区協議会で、2番と3番の2件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等（2）は、北・吉備地区1番から南区3番までの3件ですが、いずれも許可と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

次に、申請等（3）農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 5ページ1番、令和3年10月15日付農振除外済案件で、転用目的は露天駐車場です。

現在、申請地は令和元年5月20日付で許可を受け、申請人が経営する中古車販売店の従業員が利用する露天駐車場18台分として使用されています。今後も従前どおりに申請地を露天駐車場として継続利用する必要があることから、申請地の賃借権を設定し露天駐車場とするため永久転用許可を受けようとするものです。

農地区分は、高速インターの入口から300m以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は宿の官舎に夫と子ども2人の4人で生活しており、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから現住居を退去し、実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、転用目的は露天資材置場です。

申請人は、現在申請地の北側隣地において資材置場として利用しています。資材が増え手狭になったことから、申請地の所有権を移転し、露天資材置場として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番、令和4年3月17日付農振除外済案件で、転用目的は露天駐車場です。

申請人は北区芳賀に本店を置き、建設業を主な事業としています。事業拡大に伴い、従業員や機材が増え、現事業所が手狭になり、従業員の駐車場7台分を確保するために、事業所に隣接する申請地の所有権を移転し、露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番、令和4年3月17日付農振除外済案件で、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は北長瀬の借家に妻と子ども2人の4人で生活しており、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから現住居を退去し、申請人の現居住地に近く、子どもの転校が必要ないことから交友関係を維持できるため、申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6番、令和4年3月17日付農振除外済案件で、転用目的は自己専用住宅です。

申請人らは津高の借家に申請人らと子ども1人の3人で生活しており、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから現住居を退去し、申請人(妻)の実家に近く、申請人(妻)の祖父が所有する申請地に使用貸借権を設定し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

8 ページ前回保留 3 5 番，転用目的は，営農型太陽光発電設備の設置です。

申請人は，北区玉柏で約 4 0 アール耕作する農業者ですが，農外収入を得るため母所有の申請地を使用貸借し太陽光発電設備として一時転用しようとするもので，一時転用期間は許可日から 3 年間です。また，パネル下部の農地ではパクチー栽培を行う計画です。

営農型太陽光発電設備の転用は通常の農地転用の審査に加え，転用後パネル下部で適切な農業がおこなわれるかどうかを審査する必要があります，「営農計画書」やパネル下部で日照がさえぎられることで，作付予定作物にどのような影響があるかを示した「知見を有する者の意見書」等の添付が必要となります。

なお，太陽光発電設備は設置済ですが，令和 2 年 7 月以降売電を行っていないとの申立てです。

前回までの審議では，発電設備による売電の有無の確認と栽培計画及び「知見を有する者の意見書」が適切かどうかの審査に必要な情報が不足しており，一部について文書が提出されましたが，内容が不十分であり，問題点が解消されなかったため，引き続き必要な資料を求めることとし，保留となっていました。

4 月の総会后，資料の提出と，提出されない場合の取下げ指導を行いました。協議会までには必要な資料が提出されず，取下げの意思も示されていません。

よって，次のとおり，協議会では不許可が相当との意見となっています。

(1) 提出された実証例等の資料は，地勢や栽培方法，収量等が示されておらず，申請地での見込み収量 1 6 0 k g の根拠とするための情報が不足している。

(2) 申請地に太陽光発電設備を既に設置しており，令和 2 年 8 月以降は発電及び売電を中止中との顛末書や，売電をしていないことが確認できる資料が一部提出されているが，特に申請月直近の資料の提出がないため，申請時点の売電の有無が確認できず，転用に係る確実性，信用を認めがたい状況にある。

以上により，平成 3 0 年 5 月 1 5 日 3 0 農振第 7 8 号（農林水産省）農村振興局長通知 2 の（2）のウの許可基準である「下部の農地における営農の適切な継続が確実」とは認められないこと。また申請地に既に太陽光発電設備を設置し，売電を行っている可能性があることは，農地法第 5 条第 2 項第 3 号の「転用行為を行うにあたり信用があると認められないこと」により「申請に係る農地の全てを申請に係る用途に供することが確実と認められない場合」の不許可事由に該当するため，不許可意見としています。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて，協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

板野委員 中・中央地区協議会で，1 番から 6 番と，3 5 番の 7 件について協議したところ，事務局の説明のとおりで，1 番から 6 番については許可意見，3 5 番については不許可意見としており，農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん，何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に北・吉備地区の説明をお願いします。

田尾係長 5 ページ 7 番，転用目的は店舗（コンビニエンスストア）です。

申請人は東京都品川区大崎一丁目に本社を置き、小売業を営む法人ですが、申請地は交通量の多い県道真金吉備線の沿道で、近隣には多くの人家等がありますが、これまで周辺には駐車場を備えた店舗（コンビニエンスストア）がありませんでした。このため、近隣住民や県道を通行する多くのドライバーのために、イートインスペースを備えた休憩所として、申請地に賃借権を設定して店舗（コンビニエンスストア）を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ha以上の1種農地と判断されますが、特別の立地条件を必要とする事業用施設で県道沿道の流通業務施設等にあたり、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

8番、令和3年10月15日付農振除外済案件で、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は、現在、吉備津の賃貸住宅に家族3人で生活していますが、母の面倒をみるため、また、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭となったことから現住居を退居し、申請人の実家に隣接し、親族の農業を手伝いやすい母が所有する申請地に使用賃借権を設定し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

9番から12番までは同じ地域ですので、併せて説明します。転用目的はいずれも自己専用住宅です。

9番、申請人夫婦は、現在、東古松一丁目の賃貸住宅に生活していますが、出産の予定があり、また、家財道具が増え手狭となったことから現住居を退居し、妻の勤務先に近く、また、夫の通勤においても交通至便な申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

10番、申請人は、現在、新見市高尾の賃貸住宅に家族3人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭となったことから現住居を退居し、妻の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

11番、申請人は、現在、撫川の賃貸住宅に家族4人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭となったことから現住居を退居し、夫の勤務先に近く、また、現住居にも近く生活環境の変わらない申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

12番、申請人は、現在、平野の賃貸住宅に家族4人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭となったことから現住居を退居し、妻の実家に近く、現住居にも近く生活環境の変わらない申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分は農地の広がりがあるが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

13番、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は、現在、白石西新町の賃貸住宅に家族4人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭となったことから現住居を退居し、妻

の通勤において交通至便であり、また、現住居にも近く生活環境の変わらない申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

14番から16番までは同じ地域ですので、併せて説明します。転用目的は、14番、15番が自己専用住宅、16番が農業用等排水路の管理用地です。

14番、申請人夫婦は、現在、南区大福の賃貸住宅に生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから現住居を退居し、夫の業務上、利便性の高い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

15番、申請人夫婦は、現在、南区西市の賃貸住宅に生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから現住居を退居し、妻の業務上、利便性の高い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

16番、申請人は申請地に隣接して住居及び農地を所有し、世帯で約1.9haを耕作する農業者ですが、今回、同時申請の14番、15番で譲渡人所有の農地が自己専用住宅に転用されることに伴い、これまで譲渡人と共同で維持管理をしてきた既設農業用等排水路の泥上げ場等がなくなるため、申請地の所有権を移転し、農業用等排水路の管理用地として転用しようとするものです。

いずれも農地区分は農地の広がりがあるが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

小橋委員 北・吉備地区協議会で、7番から16番までの10件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に御津・建部地区の説明をお願いします。

田尾係長 7ページ17番、転用目的は露天駐車場、資材置場です。

受人は御津中牧にて木材加工業を営む自営業者ですが、業容拡大により来客用駐車場が不足してきたことや、近年木材の供給が世界的に不安定となりストックを増やすため資材置場が必要となったことから、工房に隣接する申請地を所有権移転し露天駐車場、露天資材置場として転用するものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画など、一般基準上も問題ないと考えます

18番、19番は同時申請ですので、まとめて説明します。

令和4年3月17日付農振除外済案件で、転用目的は露天駐車場、露天資材置場です。

受人は建設工事業者であり、令和2年12月に御津草生地域に本店事務所を移転しました。現在の建設機械・資材置場は、同業者に借りた北区大内田の土地を利用していますが本社から距離があり不便であることから、本店事務所に隣接する申請地を所有権移転し露天駐車場、露天資材置場として転用するものです。

農地区分は、農地の広がり10ha以上の1種農地と判断されますが、本店事務所隣接で集落に接続した業務上必要な施設であり、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

河田委員 御津・建部地区協議会で、17番から19番までの3件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

中島主任 7ページ20番、転用目的は露天資材置場です。

申請人は都窪郡早島町前湯において運送・土木業を営む法人ですが、露天資材置場が不足しているため、既存の資材置場に隣接する申請地を所有権移転し、露天資材置場として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

21番、申請人は兵庫県姫路市にて建設機材リース業を営む法人です。令和元年5月18日付で一時転用許可を受け、露天資材置場として賃借権を設定し、3年間使用していましたが、今後も引き続き露天資材置場が必要なため、既存の資材置場に隣接する申請地を露天資材置場として、永久転用するものです。

農地区分は、福田地域センターから半径500メートル内の宅地割合が40%を超える場合に、40%となるまで半径を延長した範囲内である2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

22番、転用目的は露天資材置場で、永久転用を目的とした一時転用です。転用期間は、許可日から3年間です。

申請人は南区大福にてパレット製造業を営む者ですが、業務拡大に伴い露天資材置場が手狭になったため、事務所や既存の資材置場に隣接する申請地に使用賃借権を設定し、露天資材置場として利用するものです。

農地区分は、農業振興地域内の農用地ですが、一時転用であり、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないことから、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

23番から25番までは同時申請ですので、まとめて説明します。

転用目的は露天資材置場・露天駐車場・仮設事務所です。原形復旧を行う一時転用で、期間は許可日から令和4年12月31日までです。

申請人は南区海岸通一丁目にて建設工事業を営む法人ですが、藤田地区にてガス管工事を行う予定があり、そのための資材置場等が必要なため、工事現場に隣接する申請地に賃借権を設定し、露天資材置場・露天駐車場及び仮設事務所として転用するものです。なお、24番と25番は一体利用です。

いずれも農地区分は、農業振興地域内の農用地ですが、一時転用であり、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないことから、例外的に許可が可

能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

26番、令和4年3月17日付農振除外済案件で、転用目的は露天資材置場です。

申請人は南区山田にて土木建設業を営む法人ですが、大規模開発に伴い自社所有の資材置場を立ち退くことになり、資材置場が不足しています。そのため、県道岡山児島線に近く、利便性の良い申請地を所有権移転し、露天資材置場として利用するものです。

農地区分は、農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

27番から28番までは同じ地域ですのでまとめて説明します。

転用目的はいずれも自己専用住宅です。

27番、申請人は北区東古松四丁目の借家に夫婦と子供1人で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、夫婦の職場に近い申請地を所有権移転して、自己専用住宅を建築しようとするものです。

8ページ28番、申請人は倉敷市木見の借家に夫婦と子供2人で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、夫の職場に近くなる申請地を所有権移転して、自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分は、箕島駅から300m以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

29番、転用目的は露天駐車場・露天資材置場です。申請人は南区箕島にて建設業を営む法人ですが、現在一時転用して使用中の資材置場を所有者へ返還する必要があるため、仕事を受注する機会の多い福田地区にある申請地を所有権移転し、露天資材置場として利用するものです。

農地区分は、福田地域センターから半径500メートル内の宅地割合が40%を超える場合に、40%となるまで半径を延長した範囲内である2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

30番から33番までは同じ地域ですのでまとめて説明します。

これらは令和3年10月15日付農振除外済案件で、転用目的はいずれも自己専用住宅です。

30番、申請人は勝田郡勝央町美野に単身赴任中で、妻と子供2人及び妻の母は南区浦安南町の妻の母所有の持ち家にて生活しています。家財道具が増え、手狭となったことから、妻の職場に近い申請地を所有権移転して、自己専用住宅を建築しようとするものです。なお申請人は現在単身赴任中ですが、赴任期間終了後は再び妻及び子供2人と一緒に新居で生活をします。また、妻の母は引き続き現居所にて生活します。

31番、申請人は南区南輝三丁目の借家に夫婦と子供2人で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、職場や妻の実家に近い申請地を所有権移転して、自己専用住宅を建築しようとするものです。

32番、申請人は南区芳泉三丁目の借家に夫婦と子供2人で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、夫の実家に近い申請地を所有権移転して、自己専用住宅を建築しようとするものです。

33番、申請人は南区福田の借家に夫婦と子供2人で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、夫の実家及び妻の職場に近い申請地を所有権移転して、自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分は、南区役所から300m以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

34番、転用目的は露天資材置場です。申請人は南区植松にて金属加工業を営む法人ですが、資材置場が不足しているため、本社に隣接する申請地を所有権移転し、露天資材置場として利用するものです。

農地区分は、農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

賀門委員 南区協議会で、20番から34番までの15件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。
異議なし。

議長 それでは、申請等(3)については、中・中央地区の35番を不許可とし、その1件を除く、1番から34番までの34件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全議 員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定します。

次に申請等(4)転用事業計画変更承認申請について、審議します。事務局より中・中央地区の説明をお願いします。

田尾係長 9ページ1番、当初転用者と承継者は同一法人で、露天駐車場及び露天資材置場を転用目的に令和元年12月13日付で許可となった案件ですが、北側市道から車両が出入りするため、敷地の東側道路から進入しやすいように利用区域を変更するものです。当初から出入り口部分の区域の誤りで工事は今回の事業計画変更の内容で当初から施工されています。是正目的で申請されたものであり、変更内容は利用区域だけでその他の変更はありません。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

板野委員 中・中央地区協議会で、1番について協議したところ、事務局説明のとおりで、承認意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全議 員 異議なし。

議長 それでは、申請等(4)の1番については承認と決定してよろしいでしょうか。

全議 員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

次に申請等(5)岡山市農用地利用集積計画の決定(所有権の移転)について、

事務局より説明をお願いします。

田尾係長

10ページ北・吉備地区1番, 11ページ南区1番から4番までの5件です。これは農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で, 北・吉備地区1番と南区1番から3番までが財団から耕作者への移転, 南区4番は所有者から財団への所有権移転です。

計画内容は, 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ, 地区協議会の審議では, 原案どおり決定意見となっています。

議長
全議員
議長
全議員
議長

ただいまの説明に対してご意見, ご質問はありませんか。

異議なし。

それでは, 申請等(5)は原案どおり決定してよろしいですか。

異議なし。

それでは, そのように決定いたします。

次に, 申請等(6)農地法第3条の3第1項の規定による届出について, 事務局より説明をお願いします。

中島主任

12ページ1番から19ページ18番までの18件で, すべて相続による所有権取得です。あつせん希望はありません。

各地区協議会では, いずれも問題なく受理意見です。

議長
全議員
議長
全議員
議長
議長

ただいまの説明に対してご意見, ご質問はありませんか。

異議なし。

それでは, 申請等(6)については, 18件全件を問題なく受理と決定してよろしいか。

異議なし。

それでは, そのように決定します。

次に, 報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

田尾係長

報告(1)農地法第4条第1項第8号の規定による転用届については, 20ページ1番から3番までの3件で, 転用目的は, 倉庫1件, 共同住宅1件, 露天駐車場1件で, 専決日は備考欄のとおりです。

報告(2)農地法第5条第1項第7号の規定による転用届については, 21ページ1番から22ページ12番までの12件で, 転用目的は, 農業用機械積み降ろし場1件, 住宅用地4件, 自己専用住宅4件, 共同住宅1件, 建売住宅1件, 露天資材置場・露天駐車場1件で, 専決日は備考欄のとおりです。

報告(3)農地法第18条第6項の規定による合意解約通知については, 23ページ1番から24ページ11番までの11件で, 耕作目的が7件, 転用目的が4件です。離作料は記載のとおりとなっています。

報告(4)農地法施行規則第29条第1号該当転用届については, 25ページ1番から4番の4件で, 内容は, 農業用倉庫等4件です。

報告(5)農地改良届については, 26ページ1番から3番までの3件で, 内容は果樹園2件, 普通野菜畑1件です。

議長
全議員
議長
事務局

これらの報告について, ご質問等がありますか。

ありません。

それでは, これで第1号議案の審議を終了します。続いて, 第2号議案農政関係等について, 事務局から説明をお願いします。

第2号議案を説明

議 長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。他に何かあります
か。
事 務 局 次回総会予定（6月20日（月）市役所7階大会議室）
職 務 代 理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後2時55分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名する。

議 長

署名委員

署名委員